令和　8　年度　　公　共　事　業

委　　託　　設　　計　　書

能代市

市　　長	副 市 長	部　　長	次　　長	課　　長	課長補佐	係　　長	精 算 者	設 計 者	係　　員

着　工 完　成　期　日	自　令和　　年　　月　　日 至　令和　9 年　3 月　19 日	摘 要	補　助 工期　日間
委　託　番　号	第　　号		
幹　線　名 路　線　名　等			
施　行　位　置	能代市字寿域長根　地内		
委　　託　　名	寿域長根地区配水管更新工事実施設計業務委託		
委　　託　　費	金　　円也		
委　託　概　要	実施設計業務一式 配水管φ100㎜以下 L=0.232㎞ 関係機関との協議資料作成一式		

執　行　年　度	令和　8　年度
委　託　名	寿域長根地区配水管更新工事実施設計業務委託
変　更　回　数	
諸　経　費　区　分	上水道委託 令和08年度
工　種　区　分	設計業務
単価適用年月日	令和08年11月01日付 実施単価表
単　価　地　区	山本地区
機損適用年月日	令和08年10月01日付 公共 Ｂ地区
歩掛適用年月日	令和08年10月 水道業務委託歩掛
備　考	

総　　括　　表

費　目　・　工　種　・　種　別　・　細　目	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
業務費	1	式				
業務委託料	1	式				
設計業務02	1	式				
合計						

能代市

業 務 委 託 料 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
設計業務02	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
設計協議 中間打合せ1回	1	式			委 1 号	
布設替詳細設計 呼び径100㎜以下 管路延長232m	1	式			委 2 号	
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

能代市

【 第　1 号 委託単価表 】

設計協議 中間打合せ1回　　1　式 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
第1回打合せ	1	回			委　3 号	
中間打合せ	1	回			委　4 号	
最終打合せ	1	回			委　5 号	
計						
単位当たり						

能代市

【 第　2 号 委託単価表 】

布設替詳細設計 呼び径100㎜以下　管路延長232m　　1　式 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
現地調査	1	式			委　6 号	
設計計画	1	式			委　7 号	
図面作成	1	式			委　8 号	
数量計算	1	式			委　9 号	
審査	1	式			委　10 号	
計						
単位当たり						

能代市

【 第　3 号 委託単価表 】

第1回打合せ　　1　回 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
主任技師 2～7級		人				
技師（A） 2～7級		人				
計						
単位当たり						

能代市

【 第　4 号 委託単価表 】

中間打合せ　　1　回 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
技師（A） 2～7級		人				
技師（B） 2～7級		人				
計						
単位当たり						

能代市

【 第　5 号 委託単価表 】

最終打合せ　　1　回 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
主任技師 2～7級		人				
技師（A） 2～7級		人				
計						
単位当たり						

能代市

【 第　6 号 委託単価表 】

現地調査　　1　式 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
主任技師 2～7級		人				
技師（A） 2～7級		人				
技師（B） 2～7級		人				
技師（C） 2～7級		人				
技術員 2～7級		人				
計						
単位当たり						

能代市

【 第　7 号 委託単価表 】

設計計画　　1　式 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
主任技師 2～7級		人				
技師（A） 2～7級		人				
技師（B） 2～7級		人				
技師（C） 2～7級		人				
計						
単位当たり						

能代市

【 第　8 号 委託単価表 】

図面作成　　1　式 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
主任技師 2～7級		人				
技師（A） 2～7級		人				
技師（B） 2～7級		人				
技師（C） 2～7級		人				
技術員 2～7級		人				
計						
単位当たり						

能代市

【 第　9 号 委託単価表 】

数量計算　　1　式 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
主任技師 2～7級		人				
技師（A） 2～7級		人				
技師（B） 2～7級		人				
技師（C） 2～7級		人				
技術員 2～7級		人				
計						
単位当たり						

能代市

【 第 10 号 委託単価表 】

審査　　1　式 当り

名　称 ・ 規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号	摘　要
主任技師 2～7級		人				
技師（A） 2～7級		人				
技師（B） 2～7級		人				
技師（C） 2～7級		人				
計						
単位当たり						

能代市

特　記　仕　様　書

年　　度：令和８年度

委 託 名：寿域長根地区配水管更新工事実施設計業務委託

委託箇所：能代市字寿域長根地内

能代市　都市整備部　水道課

１．一般仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、秋田県建設部制定「設計業務共通仕様書」及び「測量作業共通仕様書にもとづき実施しなければならない。

第１章　総　　則

第１条　業務

１）業務内容

本業務は、配水管更新工事実施設計業務委託を行うものである。

２）法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

３）中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

４）秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

５）公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

６）許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を滞りなく行わなければならない。

第２条　打合せ等

１）打合せは、業務着手時、業務の主要な区切りに１回及び成果品提出時の３回とする。また、打合せには、管理技術者が立会うものとする。

２）仕様書、及び設計書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

３）業務を適正、かつ円滑に実施するために、受託者は打合せ後、協議内容、結果を「業務・打合せ協議記録簿」に記録し提出しなければならない。

第３条　設計業務計画

１）受託者は、設計業務等共通仕様書の中の「業務計画書作成要領（案）」に基づき業務計画書を作成し、第１回打合せ後、速やかに提出するものとする。

２）受託者は、業務内容に大きな変更が生じた時、または、業務計画書の重要な部分の内容を変更する場合は、調査職員と協議の上、変更業務計画書を提出するものとする。

第４条　管理技術者及び技術者

１）受託者は、業務の技術上の管理を行うのに必要な能力と経験を有する管理技術者を定めなければならない。

２）管理技術者は技術士「上下水道部門の選択科目（上水道及び工業用水道）」、又は技術士「総合技術監理部門の選択科目（上水道及び工業用水道）」、又はＲＣＣＭ「上水道及び工業用水道」の資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

３）受託者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を配置しなければならない。

第５条　提出書類

１）受託者は、業務の着手及び完了に当たって、能代市の契約約款に定めるものの外、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を提出しなければならない。

２）提出書類で様式の定まっていないものは、受託者において様式を定め提出することができるものとする。ただし、発注者がその様式に指示した場合はこれに従わなければならない。

３）受託者は、契約時、または変更時において請負額が 500 万円以上となる場合は、受注、変更、完了時の業務実施情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員確認の上、TECRIS 登録申請するものとする。

第６条　設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

第７条　参考資料の付与

能代市水道事業の所有する業務に必要な資料を所定の手続きによって付与する。

第８条　参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献及び資料名を明記しなければならない。

第９条　関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当たり、その内容を遅滞なく報告しなければならない。

第１０条　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、能代市水道事業、受託者協議の上、これを定める。

第２章　業務内容

第１条　対象箇所及び委託延長

１）対象箇所：能代市字寿域長根地内

２）委託延長：L=0.232km

第２条　業務項目

業務項目は次に示す通りとする。なお、項目に変更が生じた場合は、担当職員と協議するものとする。

詳細設計書作成業務

詳細設計書作成　：a)現地調査　b)設計計画　c)図面作成
d)数量計算　e)審査

第３条　詳細設計書作成

１）現地調査

設計路線について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。また、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

２）設計計画

設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較とその施工計画。

３）図面作成

図面の作成は、位置図、平面図、縦断面図、詳細図（平面、横断図等）、構造図及び工事占用申請に必要な図面とする。

４）数量計算

工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成する。

５）審査

基本条件確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、各種計算書と設計図の整合性、計算書の精査とする。

第４条　使用資材

使用資材については、担当職員と協議の上決定することとし、資材単価の決定については物価資料等によるものとする。なお、物価資料等に記載のない資材については、見積によるものとし写しを提出することとする。

第３章　成 果 品

第１条　成果品の提出

１）提出部数

成果品は、１部提出するものとする。

２）データ形式

報告書及び数量計算書のデータ形式はワードまたはエクセルで、設計図面は、Auto Cad 形式で提出するものとする。

但し、上記以外での提出は、やむを得ない場合を除き認めない。

第２条　成果品の照査

１）受託者は、業務完了後に能代市の成果品照査を受けなければならない。

２）成果品の照査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

３）業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

第３条　引き渡し

成果品の審査に合格後、指定された提出図書一式を納品し、能代市の検査員の検査をもって業務の完了とする。

第４条　成果品提出時期

成果品の提出期限は令和９年３月１９日とする。

第４章　照 査（審査）

第１条　照査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

第２条　照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、技術士「上下水道部門の選択科目（上水道及び工業用水道）」、又は技術士「総合技術監理部門の選択科目（上水道及び工業用水道）」、又はＲＣＣＭ「上水道及び工業用水道」の資格を有する照査技術者を配置しなければならない。

第３条　照査事項

受託者は設計全般に渡り、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

１）基本条件の内容確認について
２）比較検討の方法及びその内容について
３）設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
４）計算書（構造計算書、数量計算書等）と設計図の整合性について
５）計算書の精査等

第５章　設計細則

第１条　設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には係員の承認を受けなければならない。

１）位置図

位置図（S=1/10,000～1/30,000）は地形図に施工箇所を記入する。

２）平面図

平面図（S=1/500）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて設計区間の占用位置、管径、仕切弁の位置等を記入する。
また、発注者が提供する資料を参考として使用しても良いこととする。

３）詳細平面図

詳細平面図（S=1/50～1/100）は主要な地下埋設物さくそう箇所、要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、係員が指示する場合に平面及び横断図を作成する。

管渠の位置、平面図との対象番号、形状、管径、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

４）横断面図

横断面図（S=1/50～1/100）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対象番号、形状、管径、管底高、土被り、及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横

断位置の名称等を記入する。

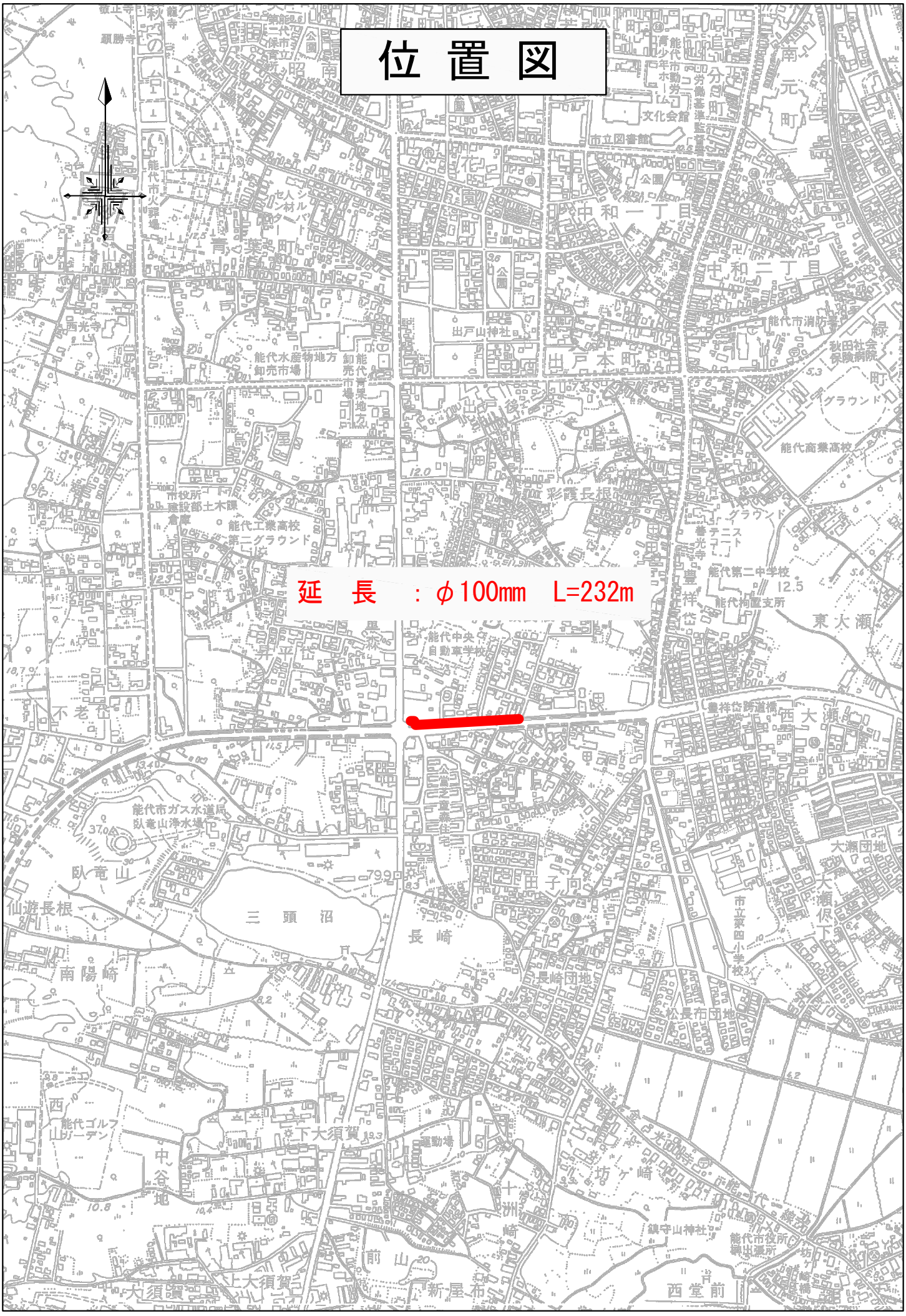
５）構造図
　構造図（Ｓ＝1/50～1/100）は、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。
６）仮設図
　仮設図（1/10～1/500）は構造図と同一記号を用いて作成する。
　設計図には、掘削幅、長さ、深さ、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物構造物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

第２条　数量計算
　土工、管、構造物及び、必要となった場合に仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

第３条　報告書
　報告書は、当該設計に係わるとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第４条　条件明示
１）　仮設配管の使用（ 有・無 ）
２）計画工事案件数：１件
３）既設管の閉塞：（ 有・無 ）

位 置 図


延　長　：φ100mm　L=232m
能代中央自動車学校
能代第二中学校
能代拘置支所
豊祥団地
東大瀬
西大瀬
大瀬団地
市立第四小学校
長崎
長崎団地
松長布団地
三頭沼
臥竜山
能代ゴルフガーデン
下大須賀
中谷地
十坊ヶ崎
前山
新屋布
西堂前
出戸本町
中和一丁目
中和二丁目
能代商業高校
能代工業高校
第二グラウンド
能代市消防本部
秋田社会保険病院
能代市役所建設部土木課
能代水産物地方卸売市場
能代市青果地方卸売市場
出戸山神社
能代市ガス水道局臥竜山浄水場
能代市火葬場
市立図書館
文化会館
勤労青少年ホーム
公園
グラウンド
テニスコート
光西寺
西光寺
不老台
青葉町
南元町
分町
彩霞長根
仙遊長根
南陽崎
大須賀
上大須賀
大須賀
運動場
鎮守山神社
能代市役所出張所
能代ゴルフガーデン